

橋梁定期点検 特記仕様書

1. 適用範囲

本特記仕様書等は、南部町が発注する町道橋の3巡目橋梁定期点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。本業務の遂行に当たっては、本特記仕様書及び以下の図書に準拠する。尚、専任技術者は南部町に精通し当該業務の実績と、十分な技能及び経験を有する者でなければならない。資格要件として、管理技術者にあつては技術士（技術士試験第2次試験の選択科目において、「鋼構造及びコンクリート」を選択した「建設部門」あるいは「総合技術監理部門」の技術士）、RCCM（「鋼構造及びコンクリート」）のいずれかの資格を有することとする。

- ① 設計・測量業務共通仕様書 鳥取県
- ② 鳥取県道路橋梁定期点検マニュアル 令和7年4月 鳥取県道路企画課
- ③ 鳥取県小規模道路橋梁定期点検マニュアル 令和7年4月 鳥取県道路企画課

2. 業務の目的

本業務は、南部町が管理する町道橋梁43橋において、近視目視にて各部材を調査し健全性を診断することを目的とする。

3. 作業内容

(1) 計画準備

設計図書等に示す業務内容を確認して業務の目的・趣旨を把握し、業務計画書を作成する。

また、業務に必要な資料の収集及び貸与資料の確認を行い、対象橋梁の位置や規模を把握する。

橋梁点検に先立ち現地踏査を行い、橋梁の概要（架橋位置・竣工年度・構造形式等）及び周辺状況（交通量・桁下・沿道状況等）を確認し、整理する。

現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施すること。

(2) 定期点検

「鳥取県道路橋梁定期点検マニュアルー令和7年4月 鳥取県」及び「鳥取県小規模道路橋梁定期点検マニュアルー令和7年4月 鳥取県」に基づき目視により点検し、橋梁の変状（劣化・損傷等）を把握する。

同時に、橋梁諸元（橋長・幅員・桁高等）を測定するとともに、橋梁の全景や主要な損傷部位について写真撮影する。橋歴板・塗装履歴等は必ず写真撮影を行う。

点検は、近接目視を標準とし、必要に応じて橋梁点検車・高所作業車を使用する。

点検中に交通に危険を伴うような著しい損傷を発見した時は、速やかに監督員に報告することとする。

(3) 調書作成

橋梁点検結果に基づいて、損傷位置や損傷状況を所定の様式に記録・整理する。

(4) 報告書の作成

作成した調書や関係帳票類（損傷図・損傷写真等）を取りまとめて報告書を作成する。

4. 成果品

提出すべき成果品は、以下の通りとする。

- ・ 報告書 （A4版） 1部
- ・ 電子データ （CD-R） 2部